

## 令和8年度十和田市市民活動保険実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民活動における市民活動者の事故について、十和田市市民活動保険（以下「市民活動保険」という。）により補償することを定めることにより、市民が安心してボランティア活動その他の市民活動に参加できるように支援し、当該活動の活性化を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 公共的な活動（その計画、準備等実施に関わる過程の会議、研修会等を含む。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
  - ア 計画的に行われていること。
  - イ 日本国内における活動であること。
  - ウ 報酬（実費弁償程度のものを除く。）を受けないで行う活動であること。
  - エ 自発的かつ継続的に行う社会貢献活動であること。
  - オ 非営利的な活動であること。
  - カ 政治又は宗教に係る活動でないこと。
  - キ 害虫・害獣駆除のために行う活動（銃火器を使用する活動を含む。）でないこと。
  - ク 野焼き又は山焼きを行う活動でないこと。
  - ケ 職場等の行事として行う活動でないこと。
  - コ 学校等の管理下の活動でないこと。
  - サ 危険度の高い活動でないこと。
- (2) 市民活動者 市民活動に携わる者であって、市民活動団体を構成するもの又は市内に住所を有するものをいう。
- (3) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とし、営利を目的とし

ない団体であって、主に市内に住所を有する者によって自主的に組織され、活動拠点を本市に置く団体をいう。

- (4) 補償対象者 損害賠償責任事故に係る補償にあつては市民活動団体及び市民活動者を、傷害事故に係る補償にあつては市民活動者をいう。

(保険契約)

第3条 市は、損害保険会社（以下「保険会社」という。）との契約に基づき、市民活動保険による補償をするものとする。

(保険期間)

第4条 市民活動保険の保険期間は、令和8年4月1日から令和9年4月1日までとする。

(市民活動保険の適用の対象となる事故)

第5条 市民活動保険の適用の対象となる事故は、令和8年4月1日から令和9年4月1日までの間に発生した次に掲げる事故とする。

- (1) 損害賠償責任事故 市民活動において、補償対象者が、他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含む。）又は財物の滅失、損傷若しくは汚損（以下「損壊」という。）について法律上の賠償責任を負う事故をいう。
- (2) 傷害事故 市民活動中（当該市民活動の集合、出発又は解散の場所と市民活動者の住所との通常経路による移動中を含む。ただし、あらかじめその行動が予定されていたことが書面等により確認できる場合に限る。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故によって、市民活動者が死亡又は負傷した事故をいう。

(市民活動保険の適用の対象外となる事故)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民活動保険を適用しない。

- (1) 補償対象者の故意による事故
- (2) 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうに起因する事故

(3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する事故

(4) 次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれに定めるもの

ア 損害賠償責任事故

(7) 補償対象者が所有し、使用し、又は管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

(8) 日本国外の裁判所において提起された損害賠償請求訴訟に係る事故

(9) 補償対象者と同居する親族に対する事故

(10) 施設の建設、改築、改造、修理、取壊し等の工事による事故

イ 傷害事故

(7) 補償対象者の無資格運転、酒酔い運転等での自動車等による事故

(8) 補償対象者の脳疾患、疾病又は心神喪失（ただし、細菌性食中毒、ウィルス性食中毒による事故、日射又は熱射による熱中症等によるものを除く。）に起因する事故

(9) 補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為に起因する事故

(10) 外傷性頸（けい）部症候群、腰痛等で他覚症状のないもの

(11) 山岳登山、ハングラライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、外洋におけるヨット操縦等の危険な運動による事故

(12) 山岳・海難救助ボランティア活動、災害救助ボランティア活動等の緊急時での活動等で危険度の高い活動中の事故

(5) その他第3条の規定による保険会社との契約に適用される契約約款、特約条項等に定めのあるもの

（損害賠償責任事故の支払対象となる損害又は費用）

第7条 損害賠償責任事故の支払対象となる損害又は費用は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該損害賠償責任事故によるものとして確定した治療費、入院費、通院費、入院諸雑費、休業補償、葬儀費、慰謝料、逸失利益、修理費その他の

## 損害

- (2) 当該損害賠償責任事故に係る損害の防止又は軽減のために支出した費用
- (3) 当該損害賠償責任事故に係る損害賠償責任の解決を図るための訴訟、仲裁、和解、調停等に要した費用で保険会社の書面による同意を得て支出した費用
- (4) 補償対象者が保険会社の事務に協力するために支出した費用
- (5) その他第3条の規定による保険会社との契約で定める損害又は費用  
(損害賠償責任事故に係る保険金の種類及び支払限度額)

第8条 損害賠償責任事故において支払われる保険金の種類及び支払限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 損害賠償責任事故において支払われる保険金は、前条に掲げる損害又は費用の合計額から別表第1に掲げる免責金額を減じた額とする。ただし、当該減じた額が同表の限度額を超える場合の保険金の額は、当該限度額とする。  
(傷害事故に係る保険金の種類及び支給額)

第9条 傷害事故において支給されるべき保険金の種類、支給理由及び保険金額は、別表第2に定めるとおりとする。

- 2 別表第2に規定する後遺障害及び支払割合は、別表第3に定めるとおりとする。
- 3 別表第2に規定する手術の種類及び支払倍率は、別表4に定めるとおりとする。
- 4 別表第2に掲げる保険金は、併給することができる。ただし、死亡保険金と後遺障害保険金とを併給する場合における保険金の額は、死亡保険金の額を限度とする。

(事故の通知)

第10条 補償対象者(傷害事故に係る補償対象者が死亡した場合は、その法定相続人。次条及び第13条において同じ。)は、市民活動中に第5条に規定す

る事故が発生したときは、遅滞なく市長に通知しなければならない。

(事故の報告)

第11条 補償対象者は、前条の規定による通知の後、速やかに、当該事故の内容を十和田市市民活動保険事故報告書(別記様式)により市長に報告しなければならない。

(事故の判定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、補償対象者の市民活動中の事故であるかどうかを審査し、補償対象者の市民活動中の事故に当たる可能性があるかと判定した場合は、その結果を前条に規定する十和田市市民活動事故報告書を添えて、速やかに保険会社に通知するものとする。

(保険金の請求)

第13条 保険金の支給を受けようとする補償対象者は、損害賠償責任事故に係るものにあつてはそれに係る訴訟、仲裁、和解、調停その他法的な解決を終えた後に、傷害事故に係るものにあつては別表第2に定める支給理由が確定した後(入院保険金、手術保険金及び通院保険金にあつては、全ての治療が完了した後(事故の発生の日から起算して180日目を経過するに至った場合は、その経過した日以後))に、保険金の請求に必要な書類を添えて、保険会社に対し、保険金を請求するものとする。

(保険金の支払)

第14条 保険会社は、前条の規定による保険金の請求があつた場合は、保険金の請求を行う者(次項において「請求者」という。)が開設している金融機関の口座に保険金を振り込むことによって、保険金を支払うものとする。

2 保険会社は、前項の保険金の支払を行ったときは、請求者及び市長に対して、当該手続を行った旨を通知するものとする。

(その他)

第15条 第5条から前条までの規定に定めるもののほか、市民活動保険に関し必要な事項は、第3条の規定による保険会社との契約の規定を準用するとと

もに、それらに定めのない事項は市と保険会社が協議の上決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第8条関係）

保険金の種類	支払限度額	免責金額
施設・生産物賠償 （対人補償）	1人につき 100,000,000円 1事故につき 200,000,000円 （生産物賠償についてのみ保険期間 中につき 200,000,000円）	1事故につき 5,000円
施設・生産物賠償 （対物補償）	1事故につき 100,000,000円 （生産物賠償についてのみ保険期間 中につき 100,000,000円）	1事故につき 5,000円
受託者賠償責任 （対物賠償）	1事故につき 3,000,000円	1事故につき 5,000円

別表第2（第9条、第13条関係）

保険金の種類 （1人当たり）	支給理由	保険金額
死亡保険金	補償対象者が傷害事故の発生した日から起算して180日以内に死亡した場合	5,000,000円
後遺障害保険金	補償対象者が傷害事故を直接の原因として当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内に後遺障害を生じた場合（当該期間内に当該後遺障害の生ずることが確定しなかった場合は、181日目における医師の診断により将来当該後遺障害の生ずべきことが推定された場合）	死亡保険金の額に、後遺障害により定める支払割合を乗じて得た額
入院保険金（日額）	補償対象者が傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障を来したため入院による治療を受けた場合（当該傷害事故の発生日から起算して180日以内の期間に限る。）	3,000円
手術保険金	入院保険金の支給理由に該当し、かつ、当該治療において手術を受けた場合	入院保険金（日額）の額に、手術の種類により定める支払倍率を乗じて得た額
通院保険金（日額）	補償対象者が傷害事故を直接の原因として通院したため	2,000円

額)	因として生活機能又は業務機能に支障を来したため通院による治療を受けた場合(当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内の間に限るものとし、対象となる通院日数は90日を限度とする。)	
----	--	--

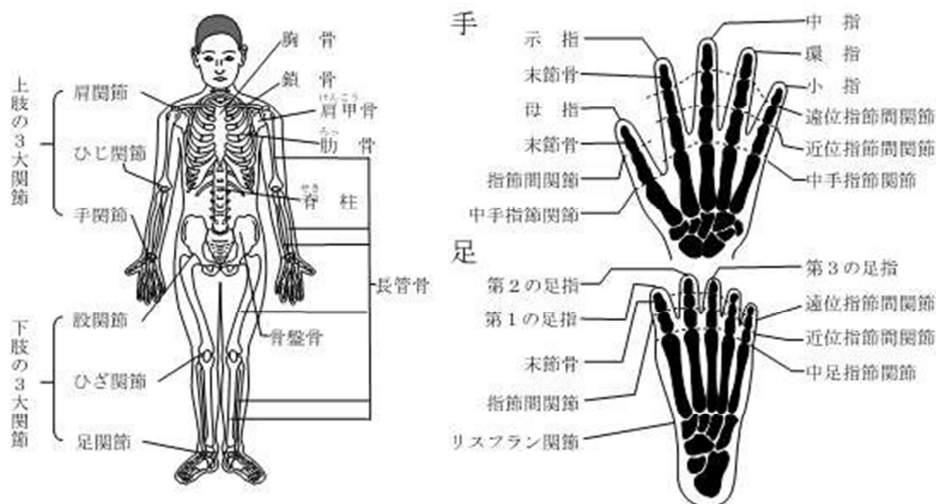
別表第3（第9条関係）

後遺障害		支払割合
眼の障害	両目が失明した場合	100%
	1眼が失明した場合	60%
	1眼の矯正視力が0.6以下となった場合	5%
	1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計60%以下となった場合をいう。）となった場合	5%
耳の障害	両耳の聴力を全く失った場合	80%
	1耳の聴力を全く失った場合	30%
	1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合	5%
鼻の障害	鼻の機能に著しい障害を残す場合	20%
咀嚼、言語の障害	咀嚼または言語の機能を全く廃した場合	100%
	咀嚼または言語の機能に著しい障害を残す場合	35%
	咀嚼または言語の機能に障害を残す場合	15%
	歯に5本以上の欠損を生じた場合	5%
外貌（顔面・頭部・頸部をいう。）の醜状	外貌に著しい醜状を残す場合	15%
	外貌に醜状（顔面においては直径2cmの瘢痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残す場合	3%
脊柱の障害	脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合	40%
	脊柱に運動障害を残す場合	30%
	脊柱に変形を残す場合	15%
腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害	1腕または1脚を失った場合	60%
	1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合	50%
	1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合	35%

	1 腕または1 脚の機能に障害を残す場合	5 %
手指の障害	1 手の母指を指節関節以上で失った場合	20%
	1 手の母指の機能に著しい傷害を残す場合	15%
	母指以外の1 指を遠位指節間関節以上で失った場合	8 %
	母指以外の1 指の機能に著しい障害を残す場合	5 %
足指の障害	1 足の第1 の足指を指節間関節以上で失った場合	10%
	1 足の第1 の足指の機能に著しい障害を残す場合	8 %
	第1 の足指以外の1 足指を遠位指節間関節以上で失った場合	5 %
	第1 の足指以外の1 足指の機能に著しい障害を残す場合	3 %
その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合		100%

#### 備考

- 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害の部から足指の障害の部までにおいて「以上」の意義は、その関節より心臓に近い部分のことをいう。
- 関節等の名称が示す場所については、次の図のとおりとする。



別表第4（第9条関係）

手術の種類		支払倍率
皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合を除く。）	植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術（いずれも25cm <sup>2</sup> 未満を除く。）	20
	癬痕拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20
手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術（筋炎手術及び抜釘術を除く。）	筋、腱、腱鞘の観血手術（関節鏡下によるものを含む。）	10
手指、足指を含む四肢関節、靭帯の手術（抜釘術を除く。）	四肢関節観血手術、靭帯観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
	人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10
手指、足指を含む四肢骨の手術（抜釘術を除く。）	四肢骨観血手術	10
	骨移植術（四肢骨以外の骨を含む。）	20
手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術（抜釘術を除く。）	四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
	切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
指移植の手術	指移植手術	40
鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術（抜釘術を除く。）		10
脊柱、骨盤の手術	脊柱、骨盤観血手術（脊椎固定術、体外式脊椎	20

(頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術を除く。)	固定術を含む。)	
頭蓋、脳の手術 (抜釘術を除く。)	頭蓋骨観血手術 (鼻骨及び鼻中隔を除く。)	20
	頭蓋内観血手術 (穿頭術を含む。)	40
脊髄、神経の手術	手指、足指を含む神経観血手術 (形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術)	20
	脊髄硬膜内外観血手術	40
涙嚢、涙管の手術	涙嚢摘出術	10
	涙嚢鼻腔吻合術	10
	涙小管形成術	10
眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術 (抜釘術を除く。)	眼瞼下垂症手術	10
	結膜嚢形成術	10
	眼窩ブローアウト (吹付け) 骨折手術	20
	眼窩骨折観血手術	20
	眼窩内異物除去術	10
眼球・眼筋の手術	眼球内異物摘出術	20
	レーザー・冷凍凝固による眼球手術 (緑内障観血手術に係る虹彩切除を含む。)	10
	眼球摘出術	40
	眼球摘除及び組織または義眼台充填術	40
	眼筋移植術	20
角膜・強膜の手術	角膜移植術	20
	強角膜瘻孔閉鎖術	10

	強膜移植術	20
ぶどう膜、眼房の手術	観血的前房・虹彩異物除去術	10
	虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術	10
	虹彩剥離術	10
	緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除を除く。）	20
網膜の手術	網膜復位術（網膜剥離症手術）	20
	網膜光凝固術	20
	網膜冷凍凝固術	20
水晶体、硝子体の手術	白内障、水晶体観血手術	20
	硝子体観血手術（茎頭微鏡下によるものを含む。）	20
	硝子体異物除去術	20
外耳、中耳、内耳の手術	耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10
	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
	乳突洞開放術、乳突削開術	10
	中耳根本手術	20
	内耳観血手術	20
鼻・副鼻腔の手術 （抜釘術を除く。）	鼻骨観血手術	10
	副鼻腔観血手術	20
咽頭、扁桃、喉頭、 気管の手術	気管異物除去術（開胸術によるもの）	40
	喉頭形成術、気管形成術	40
内分泌器の手術	甲状腺、副甲状腺の手術	20
顔面骨、顎関節の手術 （抜釘術を除	頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴	20

く。)	うものを除く。)	
胸部、食道、横隔膜の手術	胸郭形成術	20
	開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む。）、横隔膜手術	40
	胸腔ドレナージ（持続的ドレナージをいう。）	10
心、脈管の手術	観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。)	20
	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの)	40
	開心術	40
	その他開胸術を伴うもの	40
腹部の手術	開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。)	40
	腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。)	10
尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作によるもの及び膀胱内凝血除去術を除く。)	40
	尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作を除く。)	20
	尿瘻観血手術（経尿道的操作は除く。)	20
	陰茎切断術	40
	睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20
	卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶及び経腔操作を除く。)	20
	膣腸瘻閉鎖術	20

	造膈術	20
	膈壁形成術	20
	副腎摘出術	40
	その他開腹術を伴うもの	40
上記以外の手術	上記以外の開頭術	40
	上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除く。）	40
	上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術及び膀胱内凝血除去術を除く。）	40
	上記以外の開心術	40
	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査及び処置を除く。）	10